

選挙運動費用の公費負担制度

Q & A



令和8年8月

大子町選挙管理委員会

目 次

1 共通事項

- 【Q 1】選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？ ・ 1
- 【Q 2】公費負担制度は、定額で負担してもらえるのですか？ ・ ・ ・ ・ ・ 1
- 【Q 3】「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？
・ ・ ・ 1
- 【Q 4】公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？
・ ・ ・ 1
- 【Q 5】無投票の場合、公費負担はどうなりますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 2
- 【Q 6】使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？ ・ ・ ・ ・ ・ 2
- 【Q 7】公費負担制度の対象となる選挙運動に要した費用は、誰が請求するのですか？
・ ・ ・ 2
- 【Q 8】提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？ ・ ・ ・ 2
- 【Q 9】公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 2
- 【Q 10】公費負担額は、収支報告書に記載する必要がありますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 3

2 選挙運動用自動車の使用・自動車の借入れ

- 【Q 1】公費負担の対象となるのは、どのような自動車ですか？ ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 【Q 2】選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担の対象になりますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 【Q 3】選挙運動用自動車として1台、事務所用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 【Q 4】選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 【Q 5】自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることはできますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 【Q 6】レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればよいですか？ ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 【Q 7】レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカー等の取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象になりますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 5
- 【Q 8】レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りた場合、オプション等の付帯料金は公費負担の対象になりますか？ ・ ・ ・ ・ ・ 5

- 【Q 9】月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額はどう計算しますか？ 5
- 【Q 10】選挙運動期間前から借入れしたのですが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか？ 6
- 【Q 11】選挙運動用自動車の借入れに当たり、借入初日の基本料金と2日目以降の基本料金が異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいのですか？ 6
- 【Q 12】選挙運動期間の前後を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？ 6
- 【Q 13】選挙運動用自動車について、ハイヤー方式で契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括契約）を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。 7

3 選挙運動用自動車の使用・燃料の供給

- 【Q 1】選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象になりますか？ 8
- 【Q 2】選挙事務所の業務用自動車の燃料も、公費負担の対象になりますか？ 8
- 【Q 3】燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？ 8
- 【Q 4】2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、2社分とも公費負担請求できますか？ 8
- 【Q 5】燃料の供給に関する公費負担は、このほかの公費負担と計算が異なるようですが、どのように算定・請求すればよいですか？ 8
- 【Q 6】選挙運動開始時（初日）に、選挙運動用自動車の燃料の残量が少なくなっていることに気づき給油した燃料も、公費負担請求できますか？ 9

4 選挙運動用自動車の使用・運転手の雇用

- 【Q 1】契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇い入れ費用は全額公費負担の対象になりますか？ 10
- 【Q 2】選挙運動期間前から雇っていた場合、その期間も含めた雇用費用を公費負担請求することはできますか？ 10
- 【Q 3】契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？ 10
- 【Q 4】法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？ 10
- 【Q 5】選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？ 10

【Q 6】選挙運動用自動車の運転手が候補者の親族であっても、公費負担の対象となりますか？ 1 1

5 選挙運動用ビラの作成

【Q 1】公費負担の対象となる選挙運動用ビラとは、どのようなビラですか？ . 1 2

【Q 2】選挙運動用ビラには、規格はありますか？ 1 2

【Q 3】選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか？ . 1 2

【Q 4】選挙運動用ビラは、選挙運動期間中以外に頒布できますか？ 1 2

【Q 5】選挙運動期間中、午前7時に街頭あいさつを行っていますが、その際に選挙運動用ビラを頒布することはできますか？ 1 3

【Q 6】選挙運動用ビラは新聞折込みにより頒布できますが、一般紙ではなくフリーペーパー紙の折込みを利用して、ポスティングすることはできますか？ . . . 1 3

【Q 7】選挙運動用ビラを自宅のプリンターで作成した場合、公費負担の対象となりますか？ 1 3

【Q 8】選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？ 1 3

【Q 9】ビラ作成の公費負担の対象は、町長選挙が5,000枚、議員選挙が1,600枚ですが、予備用を含め、上限を超えて作成することはできますか？この場合、作成単価の限度額はいくらになりますか？ 1 3

6 選挙運動用ポスターの作成

【Q 1】公費負担の対象となるポスターは、どのようなポスターですか？ . . . 1 4

【Q 2】選挙運動用ポスターには、規格など制約がありますか？ 1 4

【Q 3】選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？ 1 4

【Q 4】ポスターの作成に関するどのような費用が公費負担の対象になりますか？ . . . 1 4

【Q 5】選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？ 1 5

【Q 6】選挙運動用ポスターとあわせて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらいました。あわせて公費負担の対象費用となりますか？ 1 5

【Q 7】選挙運動用ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合、契約金額の全額が公費負担の対象になりますか？ . . 1 5

※このQ&Aは、大子町議会議員一般選挙及び大子町長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考にさせていただくために作成したものです。他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは、制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

1 共通事項

【Q 1】選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？

- A 次の(1)～(3)の費用が、公費負担の対象となります。
- ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることはできません。
- (1) 選挙運動用自動車の使用
- ア ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）
自動車の一括契約に係る費用
- イ ハイヤー契約に基づかない契約（別々に契約する場合）
- ・自動車の借入費用（レンタカー契約）
 - ・自動車の燃料代
 - ・運転手の雇用費用
- ※アとイの併用はできません。
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

【Q 2】公費負担制度は、定額で負担してもらえるのですか？

- A 条例で定める上限金額の範囲内で、実際に要した費用を負担するもので、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。
- また、選挙運動用ポスターや選挙運動用ビラには上限枚数を設けているので、上限額の範囲内であっても、上限枚数を超えたものは公費負担の対象とはなりません。

【Q 3】「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

- A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。
- しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性を説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

【Q 4】公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

- A 候補者が公費負担制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、その写しを選挙管理委員会に届出する必要があります。
- なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「貸渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば差し支えありません。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の内容が記載されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ・ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること。
- ・ 借受人が候補者であること。

【Q 5】 無投票の場合、公費負担はどうなりますか？

A 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成のいずれも、告示日までに書面により有償契約を締結していることが前提になります。選挙運動用自動車は、ハイヤー方式、個別契約方式の車両借上げ及び運転手の雇用が告示日の1日分の金額、燃料は告示日の1日分の使用分のみが公費負担の対象になります。選挙運動用ビラの作成及び選挙運動ポスターの作成は、作成費用が公費負担の対象になります。

【Q 6】 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後にすぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

【Q 7】 公費負担制度の対象となる選挙運動に要した費用は、誰が請求するのですか？

A 候補者本人ではなく、それぞれ請け負った業者等が請求し、町は請負業者等に支払うことになります。

なお、書面による有償契約を締結し、上限の数量、金額の範囲内であって、供託物の没収点以上の得票を得ていなければなりません。

【Q 8】 提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

A 提出された書類は、全て情報公開の対象になります（印影などの一部非開示部分あり）。

【Q 9】 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておくことで、公費負担の請求時などの際に、手続がスムーズとなります。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられているため、必ず保管してください。

【Q 1 0】公費負担額は、収支報告書に記載する必要がありますか？

A

- (1) 選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成

選挙運動収支報告書に計上する必要があります。

- (2) 選挙運動用自動車

選挙運動用自動車に関する費用は、選挙運動費用とはみなされないことから、選挙運動費用収支報告書への計上は不要です（公職選挙法 197 条第 2 項）。

2 選挙運動用自動車・自動車の借入れ

【Q 1】公費負担の対象となるのは、どのような自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用されるもので、選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

【Q 2】選挙運動用自動車として 2 台借りることはできますか？この場合、2 台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者 1 人につき 1 台に限られます。

【Q 3】選挙運動用自動車として 1 台、事務所用に 1 台借りる予定ですが、2 台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車の 1 台のみです。

【Q 4】選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次の(1)及び(2)に該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
(1) 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ
(2) ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手の雇用、燃料代を一括で契約）
したがって、自動車整備工場や知人などから借りることができます。

【Q 5】自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることはできますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。 ※親族：6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族

【Q 6】レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればよいですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。
しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

【Q7】レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象になりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象にはなりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれている場合、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります（契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。）。

【Q8】レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りた場合、オプション等の付帯料金は公費負担の対象になりますか？

〈例〉付帯料金

- ・ 免責保険料（任意加入）
- ・ 特別装置料（予備バッテリー）
- ・ 装備品使用料（ルーフキャリア）
- ・ 保険補償以外のサービスに係る保険料

A 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出している「基本料金」が対象になります。「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、別途免責補償料を任意で契約し、支払う場合や看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはならないので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要になります。

【Q9】月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額はどう計算しますか？

A 自動車借入れに対する公費負担制度は、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度ですので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき契約することになります。

しかし、「1か月〇万円」のように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は16,100円）に選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象になります。

【Q 1 0】選挙運動期間前から借入れしたのですが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。

したがって、選挙運動期間前の借入代金分は、公費負担の対象外となるため請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。

【Q 1 1】選挙運動用自動車の借入れに当たり、借入初日の基本料金と2日目以降の基本料金が異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいのですか？

〈例〉基本料金（初日 24 時間まで） 12,000 円

〃 （2 日目以降 1 日につき） 8,000 円

契約期間 4/16～4/23（8 日間）の場合

契約金額 68,000 円

月 日	4/16	4/17	4/18 告示	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23
選挙運動期間			← 選挙運動期間（5日間） →					
契 約 期間等			← 公費負担請求可能期間（5日間） →					
	← 実際の借入期間（8日間） →							
基 本 料 金	12,000 円	8,000 円	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	8,000 円

A 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られ、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象となりません。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の4月18日から4月22日までの5日間の基本料金の合計金額 40,000 円が公費負担の対象となります（公費負担の1日当たりの上限額は 16,100 円です。）。

【Q 1 2】選挙運動期間の前後を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約する場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

【Q 1 3】選挙運動用自動車について、ハイヤー方式で契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括契約）を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 選挙運動用自動車・燃料の供給

【Q 1】選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象になりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が、公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,560 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額になります。

【Q 2】選挙事務所の業務用自動車の燃料も、公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

【Q 3】燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要になりますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管してください。

なお、給油伝票には、給油日、給油量、車番（登録番号）、給油金額が記載されていることが必要になります（セルフ給油の場合、有償契約を締結する際に給油伝票を作成してもらえよう打合せしておく必要があります。）。

【Q 4】2 社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、2 社分とも公費負担請求できますか？

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも書面により有償契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額が公費負担できる上限の範囲内で、公費負担を受けることができます。

【Q 5】燃料の供給に関する公費負担は、このほかの公費負担と計算が異なるようですが、どのように算定・請求すればよいですか？

A 車両の借入れ、運転手の雇用は 1 日当たりの上限額が定められ、選挙運動用ビラの作成や選挙運動用のポスターの作成は 1 枚当たりの上限額と上限枚数が定められているので、それぞれ計算し、上限の範囲内が公費負担の対象となります。燃料の供給は、1 日当たりの上限額ではなく、選挙運動期間中に給油した合計金額に対し、選挙運動期間の日数に 7,700 円を乗じて得た金額の範囲内で公費負担するものです。

〈例 1〉

1 日目～2 日目：各 18,000 円、3 日目～4 日目：各 0 円、5 日目：4,000 円

⇒合計 40,000 円＞上限 38,500 円となり、38,500 円が公費負担の対象

（最初の 2 日間は 7,700 円を超えているが公費負担の対象）

〈例 2〉

1 日目～2 日目：各 8,000 円、3 日目：0 円、4 日目～5 日目：各 2,000 円

⇒合計 20,000 円<上限 38,500 円となり、20,000 円が公費負担の対象

〔 最初の 2 日間は 7,700 円を超えているが、5 日間の合計が
上限 38,500 円の範囲内であるので、実費分の 20,000 円が公費負担
の対象 〕

【Q 6】選挙運動開始時（初日）に、選挙運動用自動車の燃料の残高が少なくなっていることに気づき給油した燃料も、公費負担請求できますか？

A 公費負担の請求ができる燃料の供給は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車を選挙運動に使用したものに限りです。

しかし、選挙運動用自動車の燃料の残量によっては、選挙運動期間前に消費したものへの給油か、選挙運動のみに消費したものへの給油か、給油伝票では判断できません。

このような問題を解消するため、選挙運動期間に入る直前（前日）に、選挙運動用自動車には燃料を満タン給油しておき、各日の選挙運動が終了した時点で給油することで、選挙運動のみに使用した給油金額が明確になり、上限の範囲内で公費負担の請求をすることができます。

4 選挙運動用自動車・運転手の雇用

【Q 1】 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が、公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象にはなりません。

【Q 2】 選挙運動期間前から雇っていた場合、その期間も含めた雇用費用を公費負担請求することはできますか？

A 請求できません。公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間のみです。

【Q 3】 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはなりません。

【Q 4】 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象とはなりません。

【Q 5】 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

〈例1〉

Aさん 1日目～3日目（いずれも全日運転）

Bさん 4日目～5日目（いずれも全日運転）

Aさんは3日分、Bさんは2日分が公費負担の対象となります。

〈例2〉

Cさん 1日目～2日目（いずれも全日運転）

3日目（午前のみ運転）

Dさん 3日目（午後のみ運転）

4日目～5日目（いずれも全日運転）

Cさん、Dさんともに2日分が公費負担の対象になります。

※3日目については、候補者が指定するいずれかの運転手が公費負担の対象となります。

【Q 6】選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか？

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除き、公費負担の対象となりません。 ※親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

5 選挙運動用ビラの作成

【Q 1】公費負担の対象となる選挙運動用ビラとは、どのようなビラですか？

A 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が、公費負担の対象です。

〈参考〉公職選挙法

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1) ～(6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

【Q 2】選挙運動用ビラには、規格はありますか？

A 種類：2 種類以内

規格：長さ 29.7 cm×幅 21 cm（A 4 版）両面印刷可

枚数：（町長）5,000 枚、（議員）1,600 枚と公職選挙法（142 条第 1 項第 7 号）で定められ、公費負担の上限枚数も同様です。

内容：特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

証紙：頒布するビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

【Q 3】選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか？

A 次のような場所について頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

なお、ポスティング、郵送、街頭演説以外の場所での配布は認められていません。

【Q 4】選挙運動用ビラは、選挙運動期間中以外に頒布できますか？

A 頒布できません。選挙運動用ビラの頒布は、選挙運動期間中に限定されます。

なお、選挙管理委員会がビラに貼付する証紙を交付するのは、立候補届出が受理されたとき以降になります。

【Q 5】選挙運動期間中、午前 7 時に街頭あいさつを行っていますが、その際に選挙運動用ビラを頒布することはできますか？

A できません。街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することはできますが、街頭演説には午前 8 時から午後 8 時までの時間制限があります。

【Q 6】選挙運動用ビラは新聞折込みにより頒布できますが、一般紙ではなくフリーペーパー紙の折込みを利用して、ポスティングすることはできますか？

A できません。「逐条解説公職選挙法（下巻）」によると、「新聞折込みによる方法」とは、通常的一般紙（機関紙・業界紙等含む。）における新聞折込みのように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折込む方法であるとされています。フリーペーパー等のポスティング、駅売店・コンビニ等での新聞販売への折込みは利用できないと解しています。

【Q 7】選挙運動用ビラを自宅のプリンターで作成した場合、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象になりません。ビラの表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、「ビラの作成を業とする者」と有償契約した場合に、公費負担の対象になります。

【Q 8】選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いてデザイン料などを按分する方法が考えられますが、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます（ビラとポスターでは規格が異なるので、合計金額を枚数等で按分することは困難と考えられます）。
このようなことを避けるために、個々に契約することをお勧めします（選挙運動用ポスターの作成も同様）。

【Q 9】ビラ作成の公費負担の対象は、町長選挙が 5,000 枚、議員選挙が 1,600 枚ですが、予備用を含め、上限を超えて作成することはできますか？この場合、作成単価の限度額はいくらになりますか？

A 上限枚数を超えて作成することはできますが、頒布枚数は公職選挙法で定められた上限枚数の範囲内であり、選挙管理委員会が交付する証紙を貼った上限枚数の範囲内となります。
この場合であっても、公費負担の上限単価は 8 円 38 銭となります。

6 選挙運動用ポスターの作成

【Q 1】公費負担の対象となるポスターとは、どのようなポスターですか？

A 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」であって、個人演説会用ポスターや選挙事務所用ポスターは対象とはなりません。

〈参考〉公職選挙法

第 143 条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 4 号の 2 及び第 5 号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1) ～(4) 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

【Q 2】選挙運動用ポスターには、規格など制約がありますか？

A 掲示場所：町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（164 か所）の 1 か所につき 1 枚掲示できます。

規 格 ：長さ 42 cm×幅 30 cm以内

記載内容：特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければなりません。

【Q 3】選挙運動用ポスターの作成枚数に制限がありますか？

A ポスター作成枚数については、法令、条例上の制限はありません。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数の上限は、条例に基づいて「掲示場数」の枚数としています。

【Q 4】ポスターの作成に関するどのような費用が公費負担の対象になりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、金額及び作成枚数の上限の範囲内で、その作成に要した費用は全て公費負担の対象になります。

例えば、印刷費のほかにデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

〔写真館やデザイン業者と個々に契約するのではなく、印刷業者とデザインや写真撮影を含んだ契約が必要になります。〕

【Q 5】選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費、対象外経費を区分することが必要です。

このようなことを避けるために、個々に契約することをお勧めします（選挙運動用ビラの作成も同様）。

【Q 6】選挙運動用ポスターとあわせて、名刺やその他の印刷分も一括して印刷してもらいました。あわせて公費負担の対象費用となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象となりませんのでご注意ください。

また、このようなことを防ぐため、選挙運動用ポスターの作成とその他の印刷物の作成について、個別に契約することをお勧めします。

【Q 7】選挙運動用ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合、契約金額の金額が公費負担の対象になりますか？

A この場合、金額を公費負担できない場合があります。「上限枚数」×「上限単価」で算出される金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに上限が定められています。公費負担の計算は、上限枚数、上限単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります（選挙運動用ビラの作成も同様）。

〈例〉

ア 条例の上限枚数	164 枚	イ 条例の上限単価	2,516 円
ウ 実際の作成枚数	200 枚	エ 実際の作成単価	1,800 円

計算方法

- ・（公費負担の対象枚数）～条例の上限と実際の枚数を比較
ア又はウの少ない方 ⇒164 枚（a）

[正しい計算方法]

- ・（公費負担の対象単価）～条例の上限と実際の単価を比較
イ又はエの少ない方 ⇒1,800 円（b）
- ・（公費負担額）～枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(a) 164 枚× (b) 1,800 円=295,200 円（正しい請求金額）

[誤った計算方法]

- ・「上限枚数（164 枚）×上限単価（2,516 円）」で算出される金額
『412,624 円』を上限額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数（ウ）と実際の作成単価（エ）を掛け合わせて算出
(ウ) 200 枚× (エ) 1,800 円=360,000 円（誤った請求金額）